

OSAKA DARTS ORGANIZATION 規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本会はOSAKA DARTS ORGANIZATIONと称する。（略称O. D. O）

第2条 本会は事務局を大阪府内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会はダーツの健全なる普及活動を図り、人格向上とスポーツ精神を養い、さらに会員の親睦と教養を高め、ダーツを通じて全国のダーツプレイヤーとの友情を深めることを目的とする。

第4条 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ①リーグ戦及びトーナメント戦開催並びに後援。
- ②構成団体の強化発展と相互の連絡融和。
- ③指導者講習会、普及講習会、親睦会等の開催。
- ④その他本評議会の目的達成に必要な事項。

第3章 組 織

第5条 本会は会員によって構成する。

第6条 本会は第3条の目的に賛同する個人及び団体によって組織する。

第4章 役 員

第7条 本会は次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| ①会 長 | 1名 |
| ②副 会 長 | 1名 |
| ③理 事 長 | 1名 |
| ④常 任 理 事 | 若干名 |
| ⑤理 事 | 若干名 |
| ⑥会 計 監 査 | 若干名 |
| ⑦顧 問 | 若干名 |
| ⑧参 事 | 若干名 |

第8条 理事は会員の互選により選出し、総会の承認を要する。

- 2 会長、副会長は理事会によって推挙し、総会の承認を要する。
- 3 補欠の理事（定員増加による場合も含む）は理事会において推挙し、総会の承認を要する。

- 第9条 理事長以下役員（顧問、参事を除く）は理事の互選において推挙し、会長がこれを委嘱する。
- 2 顧問は理事会において選出し、会長がこれを委嘱する。
 - 3 参事は理事会において選出し、理事長がこれを委嘱する。

- 第10条 役員の仕事は次の通りとする。
- ①会長は本会を代表統括する。
 - ②副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
 - ③理事長は理事会を招集し、これを統括する。
 - ④常任理事は理事会を組織して本組織の業務を遂行する。
 - ⑤会計監査は本組織の会計を監査する。
 - ⑥顧問は重要事項につき役員会の諮問に答ずる。
 - ⑦参事は理事を補佐する。

- 第11条 役員の仕事は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 任期途中で選ばれた役員の仕事は、他の在任役員の仕事の満了すべき時までとする。

第5章 会 議

- 第12条 本会の会議は総会、理事会とする。

- 第13条 総会は本組織の最高決議機関である。
- 2 総会は本組織の会員によって構成される。
 - 3 総会は会長がこれを招集し、議長は理事会において選出し、総会の承認を要する。
 - 4 定例総会は毎年1回開き、臨時総会は会長が必要と認めた場合に随時開くことができる。
 - 5 総会は構成会員の過半数の出席をもって成立し、議事はその出席者の過半数の決議をもって定める。
 - 6 総会は次の事項を審議決定する。
 - ①予算及び決算に関すること
 - ②事業計画に関すること
 - ③役員を選出に関すること
 - ④規約の改正に関すること
 - ⑤その他重要な事項

- 第14条 理事会は理事長、常任理事及び理事をもって構成する。
- 2 理事会は本組織の執行機関であり、総会の決議に基づき会務を執行する。

第6章 計 算

- 第15条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1ヵ年とする。

- 第16条 本会の会費は、次年度分を毎年3月15日から3月末日までに徴収し、その金額内容などにつ

いては総会において決定する。

第17条 本会の経費は会費、事業収入、寄付金、補助費及びその他の収入をもってこれに充てる。

第7章 入会及び退会

第18条 本会に入会しようとする者は理事会の承認を得なければならない。

第19条 本会の構成員として以下の自由により不相当と認められた会員及び団体は理事会の決議によって除名処分とし、強制的に脱会させることができる。

①会費の未納が1年以上経過した者

②本会の品格を著しく汚す行為をした場合

③その他本会の構成員としてふさわしくないと認められた場合

- 2 本会を除名処分となった者については、O. D. O会員および各関連団体に通知し、O. D. O主催のリーグ戦及びトーナメントに参加させない。
- 3 会費の未納により除名処分となった者は、過去の未払いを清算した上で理事会の承認を得られれば、再び本会会員となることができる。また、その他の事由により除名処分となった者でも、過半数以上の会員の賛同と同時に理事会の承認を受けた場合には再び会員となることができる。
- 4 除名処分となった者の内、特に悪質であると認められる者及び犯罪行為を行った者については永久追放処分とし、いかなる理由をもってしても、再び会員となることはできない。

第8章 附 則

第20条 本規約の施行に必要な細則は別に定める。

第21条 本規約は昭和62年（1987年）3月15日より効力を生ずる。

追記

第22条 この規約は、これまでの総会で承認された規約改正点の訂正を行い、平成10年4月27日に作成した。

第23条 この規約は、これまでの総会で承認された規約改正点の訂正を行い、平成16年7月24日に作成した。